高森高原風力発電所（仮称）

風力発電システム提案公募実施要領

平成 25 年 9 月

岩 手 県 企 業 局

目　　次

第１章　風力発電システム提案公募の概要・・・

９　契約・・・

第１章　風力発電システム提案公募の概要

１　趣旨

岩手県企業局が進める県北一戸町での「高森高原風力発電所（仮称）」の建設に向けて、当該地域に導入する風力発電システム提案（以下「提案」という。）を公募のうえ採用し、採用された提案者に対して風力発電システムの詳細設計や各種許認可手続き等の資料作成業務を委託するもの。

２　高森高原風力発電所（仮称）に係る事業計画の概要

(1) 事業実施区域

岩手県二戸郡一戸町出ル町高森高原ほか（資料１）

(2) 発電所出力

25,300kW 以内（単機出力・台数とも指定なし）

(3) 制御方式

出力変動緩和制御型風力（蓄電池等併設型）

(4) 運転開始予定

平成 29 年 12 月（予定）

(5) 系統連系地点

東北電力株式会社 66kV 一戸線 1 号線 No.65 鉄塔

(6) 運転監視制御・保安体制の基本的考え方

① 運転監視制御

岩手県企業局施設総合管理所において遠隔監視制御することを基本とする。
（岩手県盛岡市上田字松屋敷 95-1）

② 保安体制

岩手県企業局において選任する電気主任技術者からの指揮命令系統により、技術員駐在所である施設総合管理所の職員又は保守業務委託契約を締結した場合の関連メンテナンス会社の技術員が通常の維持管理や故障時の復旧対応を行うことを基本とする。

３　提案公募

(1) 提案公募の手続き

高森高原風力発電所（仮称）風力発電システム提案公募実施要領（以下「要領」という。）による。

(2) 提案公募の位置付け

プロポーザル競技方式により、提案を採用するための公募

(3) 提案が採用された場合の当該提案者の取扱い

風力発電システムの詳細設計や各種許認可手続き等の資料作成業務の受託候補者（以下「特定者」という。）として協議を行うものとする。

(4) 提案にあたっての費用負担

本提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

第２章　事業者募集及び提案採用の手続き

１　主催者及び事務局・問合せ先等

(1) 主催者

岩手県企業局

(2) 提案の審査

岩手県企業局風力発電システム選定委員会（以下「委員会」という。）

(3) 事務局・問合せ先

岩手県企業局業務課　電気担当
〒020-0023　岩手県盛岡市内丸 11-1
TEL：019-629-6399
FAX：019-629-6404
E-mail：EB0003@pref.iwate.jp

２　提案者の要件

提案者は、単体企業又は３者以内の構成員からなる任意に結成された特定企業共同体とする。
※　提案を行う単体企業又は特定共同企業体の構成員は、他の提案者（構成員含む）として参加できないこと。

３　手続きフロー及び実施スケジュール

主な手続きフロー及び実施スケジュール（予定）は次のとおり。

(1) 手続きフロー

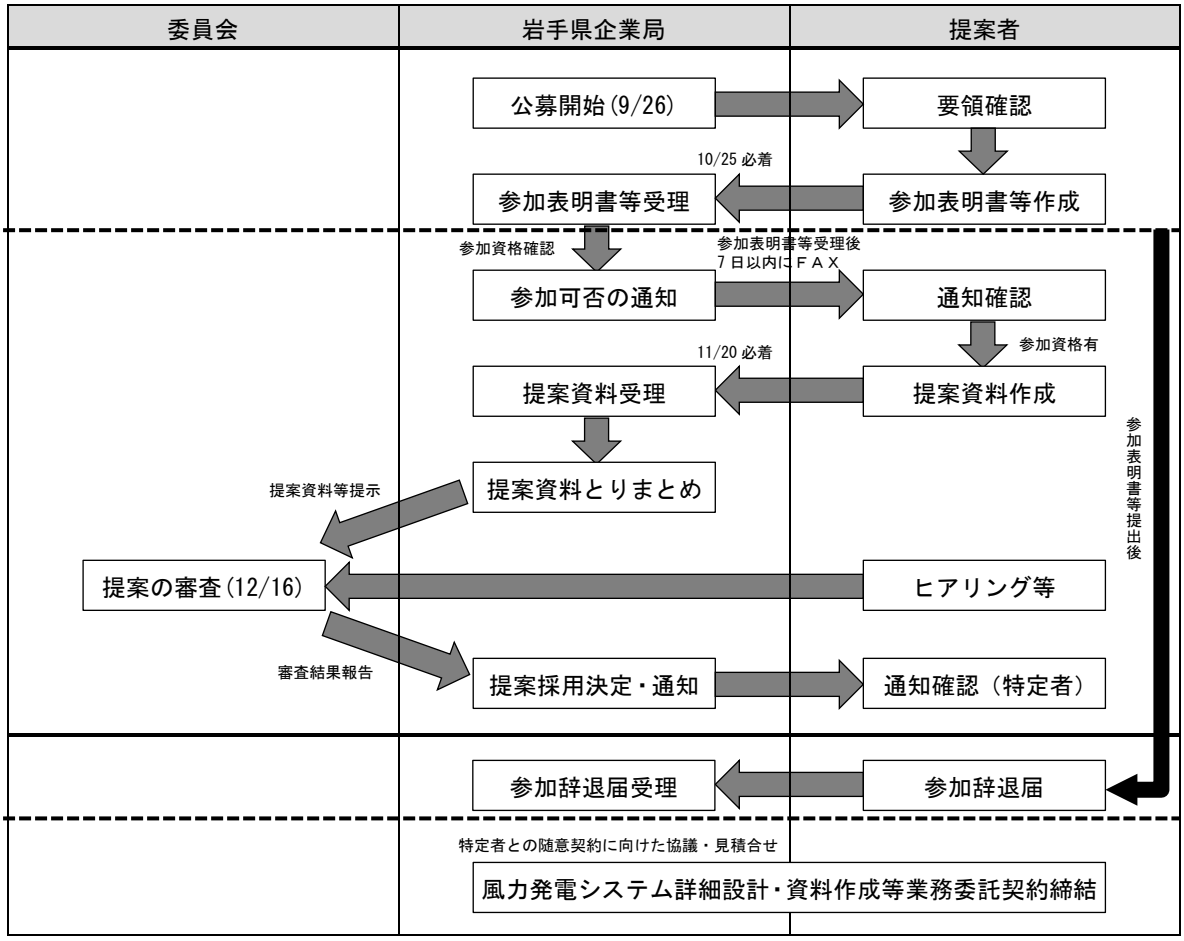

(2) 実施スケジュール

日程	項目	備考
平成 25 年 9 月 26 日（木）	公募開始	１ヶ月（参加表明書等提出期間）
平成 25 年 10 月 25 日（金）	参加表明書等提出期限	当日午後５時までに必着
平成 25 年 10 月 25 日（金）	質問書提出期限	当日午後５時までに必着
参加表明書等受理後 7 日以内	参加資格確認結果の通知	参加資格有の提案者にデータ提供
参加資格確認結果の通知日以降	提案資料受付開始	参加資格有の提案者を対象
平成 25 年 11 月 20 日（水）	提案資料提出期限	当日午後５時までに必着
平成 25 年 12 月 16 日（月）	提案者へのヒアリング等	委員会によるヒアリング等
	提案審査	委員会による審査
平成 25 年 12 月中旬（予定）	提案採用決定・通知	特定者を決定
平成 25 年 12 月中旬（予定）	特定者と契約締結に係る協議	風力発電システム詳細設計・資料作成等業務委託
平成 25 年 12 月下旬（予定）	見積合せ	
平成 25 年 12 月下旬（予定）	契約締結	

4　参加表明書等の提出及び参加資格の確認等

提案公募に参加を希望する者は、次のとおり関係書類を提出し、参加資格の確認を受けるものとする。

(1) 参加表明書等の提出

①　提出書類

ア．提案公募参加表明書（第１号様式）　１部

イ．参加資格確認調書（第２号様式）　１部

※　特定共同企業体として参加する場合、全ての構成員に関して提出すること。

ウ．特定共同企業体協定書の写し　１部

※　特定共同企業体として参加する場合に提出すること。

②　提出期間

公募開始の日から平成 25 年 10 月 25 日（金）まで必着

※　受付時間：開庁日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

③　提出方法

事務局へ持参又は郵送（簡易書留又は書留）

(2) 参加資格の確認

①　参加資格確認結果の通知

岩手県企業局は、提出された参加表明書等の内容を審査し、その結果を参加表明書等提出者に対してＦＡＸにより通知するものとする。

なお、通知の期限は、参加表明書等の受理後７日以内とする。

②　確認結果に対する理由の説明

参加資格がないとされた者は、次のとおり確認結果に対する理由の説明を請求することができるものとする。

ア．請求期限

①の通知に記載の日まで

イ．請求方法

任意の様式による書面（Ａ４縦）により事務局へ持参又は郵送（簡易書留又は書留）

※　法人名、部署、氏名、電話及びＦＡＸ番号を併記すること。

ウ．回答方法

請求を受理した日から７日以内（閉庁日を除く。）に請求者に対して書面により回答するものとする。

⑶ 参加の辞退

参加表明書等の提出後に辞退する場合には、提案公募参加辞退届（第３号様式）を提出するものとする。

５　質問書の提出及び回答

⑴ 質問書の提出

①　提出期間

公募開始の日から平成 25 年 10 月 25 日（金）まで必着

※　受付時間：開庁日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

②　提出方法

質問書（第４号様式）により、事務局へ持参、ＦＡＸ、電子メールのいずれかの方法により行うものとする。

※　電話又は口頭による質問は不可

⑵ 質問に対する回答

①　回答方法

質問書を受理した日から５日以内（閉庁日を除く）にホームページに掲載するものとする。

②　その他

ア．回答の際、質問を行った企業名又は特定企業共同体名は公表しないものとする。

イ．質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しないことがある。

６　資料・データ等の提供

⑴ 提供の時期

４の⑵の①の通知において、参加資格を有する者に対して、関係資料・データ等を併せて提供するものとする。

なお、上記の提供後において、更なるデータ等の提供が必要と認められる場合には、全ての提案者に対して当該データを提供するものとする。

⑵ 提供の方法

ＣＤ－Ｒ・ＤＶＤ－Ｒ等の記憶媒体を無償提供

⑶ 提供の内容

①　事業実施区域内の風況観測データ及び平均風速分布（参考）

②　輸送ルートの調査結果（参考）

③　その他提案に必要な資料　一式

７　提案資料の提出等

⑴ 提案資料の提出

①　提出書類

ア．提案資料提出書（第５号様式）　１部

イ．提案資料（第６号様式）及び添付資料（任意様式）　１５部

②　提出期間

４の⑵の①の参加資格を有する者として通知を受けた日から平成 25 年 11 月 20 日（水）まで必着

※　受付時間：開庁日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

③　提出方法

事務局へ持参又は郵送（簡易書留又は書留）

⑵ 留意事項

①　岩手県企業局は、提出された提案資料に関する追加資料を提案者に対して求めることができるものとする。

②　提出期限以降の差し替えや再提出は認めないものとする。

８　提案の審査及び特定者の決定

委員会において、「第４章　提案の審査・選定等」に基づき、厳正かつ公平に提案の審査を行うこととし、その結果を踏まえ、岩手県企業局において提案の採用や特定者を決定するものとする。

⑴ 審査の実施

提案の審査は、提案資料及び各提案者へのヒアリングを踏まえ、第４章に記載の審査方法や評価基準等により実施するものとする。

なお、ヒアリングの実施は、次のとおりとし、時間等の詳細は、提案資料の提出後、提案者に対して通知するものとする。

①　実施日

平成 25 年 12 月 16 日（月）

②　実施場所

盛岡地区合同庁舎８階　大会議室（岩手県盛岡市内丸 11-1）

③　時間

１者あたりの時間は１時間程度とする（プレゼンテーション：40 分、質疑応答：20 分）

④　その他

ア．ヒアリング及び委員会は非公開とする。

イ．ヒアリングに参加できる人数は１者あたり３名までとし、参加表明書等に記載の企業（特定共同企業体の場合は構成員の企業）のみとする。

ウ．プレゼンテーションは、提案資料の内容の範囲において行うこととし、追加提案の説明は認めないものとする。

エ．プレゼンテーションに使用する機器（プロジェクター、スクリーン、パソコン等）は原則、主催者で用意するものとするが、使用可能なファイルに制約があるなど、主催者が用意する機器では提案者がイメージするプレゼンテーションの実施が困難な場合には、提案者がスクリーン以外の機器を用意するものとする。

オ．ヒアリングに参加しなかった者の提案は無効とする。

⑵ 特定者等の決定・公表

①　委員会は、提案の審査結果を岩手県企業局長に報告するものとする。

②　岩手県企業局は、委員会の審査結果を踏まえ、提案の採用及び特定者を決定のうえ、提案者に通知するものとする。

③　特定者等の決定の概要は、委員会の審査結果と併せて、県のホームページを通じて公表するものとする。

④　公表にあたっては、特定者を除く提案者が特定されない方法により行うものとする。

⑶ 決定結果に対する理由の説明

提案者は、決定結果に対する理由の説明を請求することができるものとする。

①　請求期限

⑵の②の通知に記載の日まで

② **請求方法**

任意の様式による書面（Ａ４縦）により事務局へ持参又は郵送（簡易書留又は書留）

※　法人名、部署、氏名、電話及びＦＡＸ番号を併記すること。

③ **回答方法**

請求を受理した日から７日以内（閉庁日を除く。）に請求者に対して書面により回答するものとする。

９　契約

(1) 風力発電システム詳細設計・資料作成等業務委託に係る特定者の取扱い

① 企業局と特定者において、風力発電システムの詳細設計・資料作成業務の契約に係る協議を行い、合意に至った場合には、本委託業務の契約締結の手続きを行うものとする。

② 契約時の予定価格は、提案資料として提出された本委託業務の見積の範囲内で別途岩手県企業局が算定する。

第３章　提案の内容

１　提案にあたっての前提条件

次の前提条件を踏まえて提案するものとするが、これ以外の条件を推奨・提案する場合には、その理由を付して、次の前提条件による提案に加えて提案することができるものとする。

(1) 提案・見積の対象範囲

①　風力発電システム製作据付工事及び保守管理業務委託

ア．風力発電設備（風力発電設備に係る土地造成及び基礎含む）
イ．風力発電設備から開閉所の構内配線等（33kV 送電ケーブル・通信線等）
ウ．開閉所及び変電所（建屋等除く）
エ．蓄電池システム（インバーター等含む）
オ．遠隔監視制御システム（親局（施設総合管理所）・子局（変電所）・孫局（開閉所））
カ．その他の関連事項

②　風力発電システム詳細設計・資料作成等業務委託関係

ア．風力発電システムの詳細設計（用地測量・土地造成及び基礎の設計・地質調査業務含む）
イ．東北電力株式会社との系統連系協議に必要な書類等の作成・技術協力
ウ．環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響に係る調査・予測・評価に必要な書類等の作成・技術協力
エ．関係法令に基づき国等が行う風力発電設備の構造耐力等の審査に必要な書類等の作成・技術協力
オ．「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく設備認定の申請に必要な書類等の作成
カ．電気事業法に基づく工事計画届出に必要な書類等の作成・技術協力

(2) 提案・見積の対象外の内容

①　工事関係

ア．風力発電設備以外の敷地造成工事
イ．道路工事（発電所構内・搬入路拡幅等）
ウ．開閉所及び変電所（蓄電池含む）の建屋建築工事
エ．開閉所（発電所構内）から変電所（系統連系地点周辺）までの 33kV 送電線設置工事・通信線設置工事（約 10km 程度）及び変電所（33kV/66kV）から 66kV 電力系統への接続工事

②　委託業務関係

ア．風力発電設備以外の用地測量設計業務
イ．風力発電設備以外の地質調査業務
ウ．①の工事の実施設計・保守管理業務委託

③　その他

ア．用地取得・用地補償・地権者調整等
イ．系統連系に係る工事費負担金

(3) その他の前提条件

①　風力発電システムの規模・配置

合計出力 25,300kW 以下であって、事業実施区域内の風況や経済性、現地への輸送等を考慮した最適な風力発電システムの規模・配置を提案するものとする。

②　東北電力株式会社の周波数変動対策に関する技術要件への適合性

平成 25 年 7 月 10 日付けで東北電力株式会社が公表した「周波数変動対策に関する技術要件」に適合した内容で提案するものとする。

③　現地への風力発電システム搬入可能時期

4 月下旬から 11 月中旬を想定して風力発電システム製作据付工事の工程を検討するものとする。

④　風力発電システム（蓄電池除く）の耐用年数

主たる設備の耐用年数は、20 年以上とする。

⑤　瑕疵担保の考え方

次の期間を最低条件とし、提案の内容に応じて瑕疵担保（受注者の費用負担による修補）を要求するものとする。

ア．風力発電システムに係る瑕疵担保期間　　引渡後２年間

イ．上記に係る重大な過失等に起因する瑕疵担保期間　　引渡後 10 年間

⑥　営業損失補償の考え方

運転開始から３年間、設計、製作又は施工の不備等により年間発電電力量が風況その他の条件から期待される発電電力量を下回った場合は、一定の方法により算定した補償電力量に、売電単価を乗じて得た額を営業損失分として金銭補償するものとする。

なお、補償電力量算定の方法については、導入する風力発電システムの設置の状況や提案の内容を踏まえ、別途協議のうえ決定するものとする。

⑦　周辺環境条件

ア．外気温度　　-20℃～40℃

イ．相対湿度　　全天候

ウ．積雪深　　２ｍ

⑧　基礎工事における地盤条件の想定

基礎工事費の算定にあたっては、地盤の地質を軟岩と想定して算出するものとする。

⑨　タワー高さ

自由に提案するものとするが、航空法上の対策が必要な場合には、その方法や費用も別途示すものとする。

⑨　風力発電設備から開閉所の構内配線

地中埋設とする。

⑩　遠隔制御用通信回線（想定）

ア．施設総合管理所（遠隔随時監視制御所）から変電所　　ＮＴＴ専用回線

イ．変電所から開閉所（約 10㎞程度）　　自営配線

ウ．開閉所から各風力発電設備　　構内配線

⑪　風力発電システム製作据付工事関係の図面・取扱説明書等の取扱い

風力発電システム製作据付工事に係る図面や取扱説明書などの関係書類に使用する言語は、原則日本語とする。

２　提案の内容

(1) 風力発電システムの仕様・提案

①　風力発電システムの仕様（提案資料（第６号様式））

風力発電システムの仕様等を記載するものとする。

②　風力発電設備及び蓄電池の制御等に関する説明・提案（添付資料１）

風力発電設備及び蓄電池を組み合わせた制御方法や蓄電池の容量設定・寿命の考え方、電力系統からの蓄電池充電防止に係る制御方法等を説明・提案するものとする。

③　系統連系技術要件への適合性に関する説明・提案（添付資料２）

平成 25 年 7 月 10 日付けで東北電力株式会社が公表した「周波数変動対策に関する技術要件」に記載の周波数変動対策や、電力系統からの蓄電池充電防止（再掲）、周波数変動対策の技術検証（運転開始後１年間程度）への対応の見解を説明・提案するものとする。

④　遠方監視制御装置に関する説明・提案（添付資料３）

監視制御装置の各施設への配置の必要性（遠隔監視制御（施設総合管理所）・変電所・開閉所）や、風力発電システム全体の制御体系の概要、推奨する制御・計測項目（③の技術要件に記載の伝送項目を含む）、通信手順（プロトコル）等の内容を説明・提案するものとする。

⑤　落雷対策に関する説明・提案（添付資料４）

落雷に対する風力発電設備本体への対策や追加対策等の内容、耐雷レベル等を説明・提案するものとする。

⑥　台風等の強風対策に関する説明・提案（添付資料５）

台風等の強風時における風力発電設備の保護を目的とした制御内容や方策等を説明・提案するものとする。

⑦　停電時における風力発電システム保護対策に関する説明・提案（添付資料６）

電力系統の停電や自営の送電線事故等が発生し、蓄電池を含めた電源の確保ができない状況下における風力発電システムの保護対策を説明・提案するものとする。

⑧　騒音対策に関する説明・提案（添付資料７）

風力発電システムの運転中に発生する騒音について、次の項目を説明・提案するものとする。

ア．最大の騒音値やその際の 1㎞ 程度離れた位置における騒音の程度、人間に与える影響

イ．最小の騒音値やその際のバードストライクの危険性に関するリスク評価

⑵ 年間発電電力量及び売電電力量の見込等

風力発電システムにより発生する年間の発電電力量等について、計算条件や過程等も含め、次の項目を示すものとする（添付資料８）。

なお、発電電力量の検討にあたっては、第２章の６の⑶の①の資料・データを参考に、ウェイクや乱れ等考慮した最適な配置・台数等を検討・提案するものとする。

また、提案の範囲外の施設等での消費や送電損失などの電力量等は考慮しないものとする。

① 提案の配置・台数等の考え方
② 風力発電システム全体の発電電力量と個別の発電電力量（理論値）
③ ②から稼働率等を勘案した提案者が推計する可能発電電力量
④ ③から発電所構内での電力消費や風車制御による発電損失分を考慮した発電電力量
⑤ ④から変圧器効率や変電所所内での損失分を考慮した売電電力量
⑥ 風力発電システムの稼働率（自然災害や点検等による停止分を除いた稼働率）や③による設備利用率

⑶ 風力発電システム製作据付工事の工程の説明及び工程表

風力発電システムの製作や現地工事の工程について、次の項目を示すものとする（添付資料９）。

なお、現地工事期間の検討にあたっては、風力発電設備、開閉所及び変電所設置予定位置の取付道路等の整備並びに開閉所及び変電所の建屋工事が概ね完了していることを前提として行うものとする。

① 風力発電システムの主要な設備の製作期間
② 風力発電設備の輸送期間
③ 風力発電システムの現地工事の手順・実施期間
④ １の⑶の③の現地搬入可能時期を踏まえた風力発電システム全体の製作据付工事工程表

⑷ 輸送方法に関する説明・提案

風力発電設備の輸送方法等について、次の項目を示すものとする（添付資料 10）。

なお、輸送方法の検討にあたっては、第２章の５の⑶の②の資料を参考に、輸送の可否や道路改変の要否等についても検討するものとする。

① 風力発電設備の寸法・重量等の諸元、荷姿図
② 海上輸送における航路や荷揚げ・荷卸し港
③ 陸上輸送におけるルートと道路改変や樹木伐採等の要否
④ 必要な道路改変や樹木伐採への対応の見解

(5) 性能保証及び営業損失補償等に関する提案

風力発電システムの性能保証及び営業損失補償について、次の項目を示すものとする（添付資料 11)。

① パワーカーブの認証の状況や認証機関
② 発電電力量の保証に際しての前提条件や保証内容を満足できない場合の取扱いの考え方
③ 営業損失補償に際しての前提条件や補償内容の考え方

(6) 提案する風力発電システムの納入実績等に関する説明

他のサイトにおける同種の風力発電システムの納入実績について、国内・国外を問わず、次の項目を示すものとする（添付資料 12)。

① 納入サイトの概要（設置場所・事業者名・出力等）
② 長期間（１週間以上）の停止を伴う故障実績と再発防止に向けて講じた措置の内容

(7) 保安体制等に関する提案

次の項目を示すとともに、提案者における常時や事故発生時における望ましい保安体制のあり方などを提案するものとする（添付資料 13)。

① 風力発電設備納入メーカーの会社概要とメンテナンス体制等
② ①のメーカーが提案者でない場合、メーカーとのライセンス契約の状況・内容や棲み分け
③ 常時、故障時における風力発電システム全体及び個別設備の保安体制等
④ 納入先の事業者への保安教育・維持管理トレーニングの考え方と事業者等へのアウトソーシング可能な保守範囲の内容
⑤ 主要設備の点検周期と内容、主要な取替え部品等の調達日数
⑥ 運転開始後の補修部品、交換部品の種類や交換周期、金額、供給可能期間

(8) その他の関係資料の添付

上記に加え、次の資料も添付するものとする。

① 設備配置図（添付資料 14）
② 風力発電設備（基礎含む）平面図及び断面図（添付資料 15）
③ システム構成図（添付資料 16）
④ 単線結線図（添付資料 17）
⑤ 作業ヤード・使用する重機の内容や配置等も含めた風車組立作業図（添付資料 18）
⑥ 為替レート変動の際の取扱いやリスクヘッジ・対策等に関する提案等（添付資料 19）

(9) 費用の見積

次の見積条件等を踏まえ、項目毎の見積の内容が分かるように、見積書を作成して添付するものとする（添付資料 20)。

① 見積条件

ア．見積の有効期限は、次のとおりとする。

- ❑ 風力発電システム製作据付工事関係　　平成 27 年度末
- ❑ 風力発電システム保守管理業務委託　　平成 30 年度末
- ❑ 風力発電システム詳細設計・資料作成等業務委託　　平成 27 年度末

イ．複数年に亘って発生する工事・委託業務については、当該年度の出来高の内容と相当額を内訳として示すものとする。

ウ．風力発電設備など主要の設備を海外から調達する場合、見積で適用した為替レートを明示するものとする。

エ．運転開始後 20 年間に発生する修繕費については、その内容を明示するものとする。

オ．消費税及び地方消費税は５％とし、税抜及び税込の価格を併記するものとする。

② 見積内容

ア．風力発電システム製作据付工事

- ❑ 風力発電設備費（風力発電機・風車内変圧器・タワー・昇降装置・その他附属設備）
- ❑ 輸送費（風力発電機等を対象、国外・国内の別）
- ❑ 風力発電設備据付工事費（直接工事費）
- ❑ 試運転調整費（運転開始後の技術検証を含む）
- ❑ 造成工事
- ❑ 基礎工事
- ❑ 33kV 開閉設備費
- ❑ 33kV 開閉設備据付工事費（直接工事費）
- ❑ 風力発電設備から開閉所の構内配線等（33kV 送電ケーブル・通信線等）
- ❑ 66kV 変電設備費
- ❑ 66kV 変電設備据付工事費（直接工事費）
- ❑ 蓄電池及びインバータ装置費
- ❑ 蓄電池及びインバータ装置据付工事費（直接工事費）
- ❑ 遠隔監視制御装置費
- ❑ 遠隔監視制御装置据付工事費（直接工事費）
- ❑ その他の附帯設備費
- ❑ その他の附帯設備据付工事費（直接工事費）
- ❑ 諸経費（間接工事費・一般管理費等）

イ．ア．の撤去費・処分費

ウ．風力発電システム保守管理業務委託（運転開始後 20 年間の平均）

- ❑ 材料費
- ❑ 直接経費
- ❑ 直接労務費
- ❑ その他点検・整備原価（共通仮設費・現場管理費・点検整備間接費等）
- ❑ 一般管理費等

エ．修繕費（運転開始後 20 年間の平均）

オ．風力発電システム詳細設計・資料作成等業務委託

- ❑ 直接人件費
- ❑ 直接経費
- ❑ その他原価
- ❑ 一般管理費等

第４章　提案の審査方法・評価基準等

１　審査方法・審査手順

委員会において、次の審査方法や選定基準等により審査を実施するものとする。

(1) 審査方法

提案者が提出した提案資料やヒアリングの内容について、各委員が評価項目及び配点等に基づき審査・評点し、各委員の評点を合計した総評点を委員会としての評価点数とする。

(2) 審査手順

提案の審査にあたっては、(1)の審査方法により審査を行い、次の必須条件を満足する提案の中から、評価点数の高い提案者の順に順位付けを行うものとする。

なお、評価点数が同点の場合、委員長が当該順位を決定するものとする。

① 提案の内容が要領に定める条件等に合致していると認められること。

② 評価点数のうち、技術性及び保守性に係る評価点数が６割以上かつ上位３位以内であること。

③ 次の計算式により算定された建設 1kWh 当りの建設費（20 年間平均）【建設単価】（税抜）が 9.2 円/kWh を下回ること。

$$\text{【建設単価】}(円/kWh) = \frac{(\textit{第３章の２の(9)の②の見積額})/20}{(\textit{売電電力量})^{※}}$$

※　売電電力量の算定
- a.　提案のパワーカーブや風車の配置から岩手県企業局が発電電力量を算定
- b.　a.の発電電力量に対して稼働率や所内消費、各種電力損失など、一定の割合による損失等を減じて売電電力量と算定
- c.　b.の一定の割合など、計算の詳細については、第２章の６の(3)の③の資料として提供

２　評価項目・配点等

評価項目及び配点等は次のとおりとする。

評価項目		評価視点	配点	
技術性	風力発電設備及び蓄電池の制御等	・　制御方法や蓄電池の容量設定等が適当か ・　その内容が十分に説明されているか　など	10	25
	系統連系技術要件への適合性	・　その内容が十分に説明されているか ・　技術検証への対応が十分であるか　など	10	
	風力発電システム製作据付工事工程等	・　各工程の内容が十分に説明されているか ・　期間短縮に向けて工夫されているか　など	5	
保守性	落雷対策	・　対策の内容が十分に説明されているか ・　効果的な対策が施されているか　など	10	40
	台風等の強風対策	・　対策の内容が十分に説明されているか ・　効果的な対策が施されているか　など	5	
	停電時における風力発電システム保護対策	・　対策の内容が十分に説明されているか ・　効果的な対策が施されているか　など	10	
	風力発電システム（蓄電池含む）の納入実績等	・　十分な実績を有しているか ・　故障等の再発防止策を講じているか　など	5	
	保安体制等	・　故障発生時に迅速な対応が取れる体制か ・　保安教育なども力を入れているか　など	10	
経済性	年間発電電力量及び売電電力量の見込	・　配置や台数は十分に検討されているか ・　設備利用率が高いか　など	5	35
	建設単価	・　9.2 円/kWh と比較して低価であるか ・　計算の条件や結果が適当であるか　など	10	
	保守管理業務委託費	・　提案の保安体制等との整合はとれているか ・　見積の内訳が詳細に示されているか　など	5	
	性能保証及び営業損失補償等	・　性能保証の考え方が優れているか ・　営業損失補償の考え方が優れているか　など	10	
	見積	・　経費が具体的に見積もられているか ・　見積の内容が明確に示されているか　など	5	
合計				100

【採点基準】（上段は５点満点の項目、下段は 10 点満点の項目）

非常に優れている	優れている	妥当である	物足りない	不十分である
５点	４点	３点	２点	１点
10 点	８点	６点	４点	２点

３　審査結果の報告・公表

(1) 審査結果の報告

委員会における審査結果は、岩手県企業局長に報告するものとする。

(2) 審査結果の公表

岩手県企業局が行う提案採用の公表に併せて、委員会における審査結果のうち、次の内容を公表するものとする。

① 特定者の名称

② 各提案者の評価の点数（提案者が特定されない方法）

第５章　その他の留意事項

１　失格要件

提出書類が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

(1) 要領に適合しない提案

①　提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

②　指定する作成様式又は記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(2) その他

虚偽の内容が記載されているもの。

なお、虚偽の記載をした提案者については、岩手県指名停止基準に関する規程により指名停止の措置を講じる。

２　その他の留意事項

(1) 提案の著作権・使用権の帰属

①　提出書類の著作権は提案者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

②　採用する提案資料等の使用権は企業局に帰属するものとする。

(2) その他

①　提案公募に関する説明会は開催しないものとする。

②　参加表明書等及び提案資料の提出は、１者につき１件とする。

③　提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円を使用するものとする。

資料１

高森高原風力発電所（仮称）事業実施区域図